

「健康長寿いきいき県民フェスティバル」の開催について

- 主催 福島県
- 日時 平成29年10月22日(日)
午前10時30分～午後3時
- 場所 ビッグパレットふくしま 展示
ホールC、屋外展示場
- 内容 ①講演会
「人生はいつも「今」から～
夢を追い続ける心とからだ～」
講師 三浦 雄一郎氏
(プロスキーヤー、登山家)
②社会参加と介護予防に取り組む
グループによる活動報告・知事
表彰
③介護予防に関する各種体験、相談
④ニュースポーツ体験
⑤健康応援メニュー 飲食コーナー
- 参加費 無料
- 参加申込み 10月15日まで

- 申込み先・問合せ先
いきいき県民フェスティバル事務局
(株式会社ライト・エージェンシー内)
☎024-521-2550(受付時間 午前9時～午後5時)
※土日祝日は除く

健康長寿いきいき県民フェスティバルタイトルロゴ



福島県国際交流協会からお知らせ

福島県国際交流協会では「外国出身者のための無料相談窓口(福島県委託事業)」を開設しています。電話やメール、FAX、来所などで相談できます。秘密厳守ですので、安心してご相談ください。
また、外国出身者が行政窓口で手続する場合など、電話で通訳することもできます。(通話料はかかります)。
日本語、英語、中国語：
火曜～土曜 午前9時～午後5時15分

タガログ語(フィリピン)、韓国語、ポルトガル語：
木曜 午前10時～午後2時
(第4、5木曜日は要予約)

問 公益財団法人福島県国際交流協会
福島県福島市舟場町2番1号
福島県庁舟場町分館2階
相談専用電話 ☎024-524-1316
FAX024-521-8308
E-mail: ask@worldvillage.org

「公証週間」について

10月1日から7日は「公証週間」です。
公証制度は、公証人が大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、定款や私文書の認証など、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。公正証書に書かれている内容は、裁判その他の面で、高い証拠力が与えられます。また、公正証書には「執行力」があり、金銭に関わる契約で相手が約束に反して金銭の支払いをしなかった場合、裁判抜きで相手の財産に対し強制執行ができます。

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることができます。
相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問 いわき公証役場 ☎0246-23-4066

広野町からの広報物や行政通知の送付方法が平成29年7月から変わりました

- 広報物の配布方法が変わりました
①広野町内に居住されている方
郵送 → 行政区回覧
※広野町内にお住まいの方で行政区への加入を希望される場合は、総務課庶務係までご相談ください。行政区に加入されない方は、広報物が回覧されませんので、震災前と同様に役場児童図書室で広報物を配布します。
②広野町外に居住されている方
郵送 → 希望者のみ郵送
※広野町外にお住まいになり、かつ平成23年3月11日時点で広野町に住居票のあった方のうち、広報物の送付を希望される方は、総務課政策広報室にご連絡をお願いします。
- 行政通知の送付先が変わりました
届出のあった居所 → 住民票の住所

行政通知(納税通知書、保険証、免除証明書、選挙投票所入場券など)は、これまで町に届出をしていただいた居所などに郵送しておりますが、平成29年7月以降は、原則として住民票のある住所に郵送します。
そのため、住民票がある住所以外にお住まいの方は、必ず郵便局へ転送届を提出していただくことが必要となります。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 広報物に関すること
総務課 政策広報室 ☎0240-27-2112
行政区に関すること
総務課 庶務係 ☎0240-27-2111
行政通知に関すること
各担当課

「特設人権相談所」の開設について

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- 離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

下記のとおり、特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。
相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守されます。詳しくは、広野町役場町民税務課戸籍係までご連絡ください。

特設人権相談所
開設日 平成29年10月5日(木)
場所 広野町役場3階 301会議室
時間 午前10時～午後3時

問 町民税務課 戸籍係 ☎0240-27-4160

「労働困りごと相談会」開催について

職場の中で起きている、賃金や退職、人間関係などに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。
現地相談会では、労働問題に精通している労働委員会委員が対応します。
お気軽にご相談ください。

・郡山市労働福祉会館
午前10時～午後4時
※電話予約による時間指定も可能です。
電話相談 ☎024-521-7594(県内全域対象)
午前10時～午後5時

開催日 10月22日(日)
現地相談会 ・福島県自治会館(県労働委員会事務局)

問 福島県労働委員会事務局 ☎024-521-7594
福島市中町8-2
E-mail roudousoudan@pref.fukushima.lg.jp